

令和6年度TMC野球連盟リーグ戦運営

令和6年度TMC野球連盟リーグ戦運営について

令和6年2月23日
TMC野球連盟事務局

1. 試合開始時間

- ・早朝 午前6時
- ・ナイター 午後7時 試合開始とする

特別な事情がある場合、担当審判と両チームの監督で事前協議の上、試合時間の繰り上げ繰り下げ（最大10分）ができる。

2. 試合時間・試合の成立・延長

① 試合時間

- ・早朝

試合時間は6時から8時までの2時間とする。ただし、7時40分からは新しいイニングに入る際両チーム監督、審判にて協議し7時50分には試合終了し8時には完全撤収する。

（遅れて試合開始した場合の終了時刻も8時までとする）

- ・ナイター

試合時間は19時から21時までの2時間とする。ただし、20時45分からは新しいイニングには入らない。

② 試合の成立（悪天候、時間がない場合）

4回終了時とする。ただし、4回終了時、後攻のチームが勝っている場合その時点で成立とする。

③ 延長

・制限時間内であれば試合を延長することができる。ただし、担当審判は、試合の進行状況に留意し、延長については制限時間前に両チームの監督と協議し確認して行うこと。

・早朝については8時までで7回を終了し延長に入る場合、そのイニングが終わるまで試合を続行できる。ただし、生徒が来た場合には直ちに試合を終了し、その前の回を持って試合成立とする。

④ 船橋東高校の試合終了時刻について高校側から、例えば7時30分に終了の依頼があった場合、試合時間の繰り上げは行わず6時試合開始とし7時30分までに4回終了できない場合はその試合は不成立とし再試合を行う。

⑤ 東高校の7時45分終了日は、7時45分になった時点で試合を終了させ、前の回のスコアで勝敗を決める。個人成績も同様の記録とする。

3. 試合の開始・中止・責任

① 早朝は5時15分に、ナイターは18時00分に、担当審判がグラウンドで宣言する。（対戦するチームの責任者は必ずグラウンドに来ること）また、試合の責任はすべて担当審判が決する。

② 前日悪天候等で中止が確実な場合、担当審判の判断により当該チームと協議の上、中止にすることができる。

③ 前日および当日に中止した場合は、事務局長に連絡すること。

④ 事務局は、試合当日台風等危険が及ぶ天候の場合、会長と相談の上前日中止の決定をすることができる。また、前日中止の連絡を受けても、微妙な場合には当日判断に変更してもらうことができる。

4. 個人記録の提出

① 個人記録の提出は相手チームの承認を得てから提出すること。（内容の確認）

② ヒット・エラーの判定は審判の確認を得ること。

③ 氏名は必ずフルネームで記入すること。

④ 個人記録表には必ず背番号を記録すること。

⑤ 個人記録表はメールもしくはラインなど画像ファイルで事務局宛てに提出する。原本は各チームで管理する。

⑥ 助っ人選手も試合成績に記載し記録に残すこと、成績表にはチーム名、フルネームで記載すること。

5. 各グラウンドのホームラン

- ・高根中学校

芝生・階段・倉庫にダイレクト 階段と倉庫の間の石垣 ナイター設備の電源盤より上
センター後方アスファルト

- ・東高校

外野はオールフリーとする

・前原中学校

ライトからセンターにかけては道路にダイレクト レフトはオールフリーとする。

6. その他注意事項

・高根中学校

- ① ホームラン区域にワンバウンド以上で入った場合 2 塁打とする。
- ② 打球及び送球がボールデッドラインを越えた場合、打者走者・走者が占有した塁を起点にワンベースを与える。
- ③ 送球が 1 塁側のブルペン U 字溝、脇のネットに跳ね返りプレー可能な場合、フリーとする。
- ④ 外野はすべてフリーとする。ただし、サッカー用具庫及び裏に入った場合、フリーとする。
- ⑤ ボールデッドラインを別紙 1-1 の通り定める。

・東高校

- ① 打球及び送球がボールデッドラインを越えた場合、打者走者・走者が占有した塁を起点にワンベースを与える。
- ② 1 塁側の側溝よりファールゾーンとする。外壁に当たって跳ね返ってもボールデッドとし、ワンベースを与える。
- ③ ボールデッドラインを、別紙 2-1 の通りとする。

・前原中学校

- ① ホームラン区域にワンバウンド以上で入った場合、2 塁打とする。
- ② 1 塁・ライト側はボールデッドラインを越えた場合、部室等に当たって跳ね返ってもボールデッドとしワンベースを与える。
- ③ レフト側はすべてフリーとする。ただし石灰倉庫及びサッカーゴールを越えた場合、2 塁打とする。
- ④ ボールデッドラインを、別紙 3-1 の通り定める。

共通事項

- ① 不特定障害物がある場合、試合前に審判と監督において事前協議し判定を決めること。
- ② ベースが何らかの理由で移動してしまった場合、元にあった地点に触れるか、留まれば正規に塁を占有したものと見做す。
- ③ 主審は際どい打球・送球等（エラー・ファール・ヒット、ボールデッド等）の判定を下すこと。
- ④ 抗議は監督及び主将とする。
- ⑤ 試合終了後のグラウンド整備は、両チームが丁寧に行うこと。
- ⑥ 朝 7 時までの大声の禁止 プレー中の声掛けは除く
- ⑦ ボールが停滞、プレーヤーがケガ等の危険が及ぶ場合等は、審判の判断によりボールデッドとすることができる。
- ⑧ 審判・プレーヤー等に暴言、汚いヤジ等の禁止。また、危険球・ラフプレー等はその場で謝罪し、和解すること。試合後に相手監督、審判に確認をとること
- ⑨ 試合球は、新球 2 個ずつとする。
- ⑩ DH 制の採用。
- ⑪ 申告敬遠の採用。

7. 人数不足に伴う救済措置・試合成立

- ① 試合開始時間から、10 分経過後に人数が揃わないことが確実な場合、相手チーム又は他のチームより 4 名まで借りることができる。ただし、相手チームのピッチャーと監督は除く。9 名以上が揃わない場合、コールド負けとする。他のチームから借りる場合は事前に相手チームの監督に了解を得ること。
- ② 選手を貸したチームがアクシデントにより試合続行不可能になったときは（相手チームに貸している状態で）貸したチームの勝利とする。
- ③ 対戦相手チームでプレーした選手の個人記録は認める。個人記録の記載は、借りたチームの個人記録にチーム名・氏名を明記する。他チーム（対戦相手以外）から借りてプレーした選手は、個人記録を認めないので記入しないこと。
- ④ 借りた選手の打順は 9 番からとし、（順に 8 番、7 番、6 番）守備位置はピッチャー以外とする。
- ⑤ 借りた選手は、原則として本人の申し出がない限り最後まで起用すること。

8. 審判をする時の注意事項及び要望

- ① 服装は動きやすいものを着用すること。また、運動靴を履くこと。（サンダル・クロックス禁止）
- ② プレー中の腕組み、座る等みっともない行為は禁止。
- ③ 審判は協力し合いスムーズにプレーが進行するように努めること。また、技術の向上にも努めること。判定

について抗議があった場合、必要に応じて協議すること。

9. 保険対応について

- ① 打球などにより近隣住宅や車両等を破損してしまった場合は当該チームの保険で対応する。
- ② 被害の大小に関わらず該当チームは事務局に報告し、必要があれば三役（事務局含む）も対応する。

10. その他

- ① 中学校、高校とも敷地内はすべて禁煙とする。
- ② 高根東小学校の駐車場は使用しないこと。高根中学校は、校舎裏側を使用すること。
- ③ 前原中学校の駐車場は、グラウンド北側の校舎の中庭を使用し、体育館横・裏側の駐車場は使用しないこと。